特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

普代村は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及びしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県普代村

公表日

令和4年12月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法と基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正。③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置。④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知。6本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付。6住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知。6年民党の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知。6年民党の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知、6年民党の指求に基づく住民票コードの変度。9個人番号の通知及び個人番号カードの交付。10個人番号の通知及び個人番号カードの交付。10個人番号カード等を用いた本人確認なお、②の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付 10個人番号カード等を用いた本人確認なられている。今日、11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、00人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 ・情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。
③システムの名称	住基システム 証明書自動交付機システム(※1) 証明書コンビニ交付システム(※2) 総合窓ロシステム(※3) かんたん窓ロシステム(※4) 中間サーバー 住基ネットCS サービス検索・電子申請機能 ※1. 証明書自動交付機システムを利用していない場合は記載不要 ※2. 証明書コンビニ交付システムを利用していない場合は記載不要 ※3. 総合窓ロシステムを利用していない場合は記載不要 ※4. かんたん窓ロシステムを利用していない場合は記載不要
2. 特定個人情報ファイル	名

住民基本台帳ファイル 住基ネット本人確認情報ファイル 住基ネット転出証明情報ファイル 住基ネット広域住民票ファイル 送付先情報ファイル 発行用住民票ファイル(※2)

3. 個人番号の利用

- 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三 十一日法律第二十七号)(以下、番号法) ・第7条(指定及び通知) ·第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 法令上の根拠 第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) •第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
- 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 〔選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する 1 2) 実施しない 3) 未定 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含ま れる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85\(\textit{02}\), 89, 91, 92, 9 4、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) ②法令上の根拠 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第1 条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第 20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第 26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38 条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、 第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第

59条の2、第59条の3

■情報照会は実施しない

5. 評価実施機関における担当部署

1)部署 普代村役場 住民福祉課

課長

6. 他の評価実施機関

②所属長の役職名

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 住民福祉課 岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2 0194-35-2112

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 住民福祉課 岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋13番地2 0194-35-2112

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	14年11月30日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和4年11月30日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか]	発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]		2) 基础	R肢> 楚項目評価書 楚項目評価書及び 楚項目評価書及び	重点項目評価書 全項日評価書		
3) 本礎項目計画者及び主項目計画者 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選排 1) 特(2) 十分 3) 課題	R肢> こ力を入れている 分である 頚が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分	R肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	J	2) 十分	R肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの)取扱い	の委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	く選打 1) 特! 2) 十分 3) 課題	R肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1)特(R肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十夕 3) 課題	こ力を入れている 分である 頭が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	く選択 1) 特に 2) 十名 3) 課題	尺肢> こ力を入れている 分である <u>題が残されている</u>			
7. 特定個人情報の保管・済	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分	R肢> こ力を入れている 分である 題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) 十分	R肢> こ力を入れて行って 分に行っている	ている		

変更簡所

変更固定	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2018/3/5	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)※8の項、117の項は平成31年10月1日施行予定並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第3条、第14条、第16条、第20条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第44条の3、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第5	の2、89、91、92、94、96、101、103、10 6、108、111、112、113、114、116、11 7、120の項)※8の項、117の項は平成31 年10月1日施行予定 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条の3、第25条、第24条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第	事後	
2018/9/1	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住基システム 証明書自動交付機システム(※1) 証明書コンビニ交付システム(※2) 総合窓ロシステム(※3) 中間サーバー 住基ネットCS ※1. 証明書自動交付機システムを利用していない場合は記載不要 ※2. 証明書コンビニ交付システムを利用していない場合は記載不要 ※3. 総合窓ロシステムを利用していない場合は記載不要 ※3. 総合窓ロシステムを利用していない場合は記載不要	住基システム 証明書自動交付機システム(※1) 証明書コンビニ交付システム(※2) 総合窓ロシステム(※3) かんたん窓ロシステム(※4) 中間サーバー 住基ネットCS ※1. 証明書自動交付機システムを利用していない場合は記載不要 ※2. 証明書コンビニ交付システムを利用していない場合は記載不要 ※3. 総合窓ロシステムを利用していない場合は記載不要 ※4. かんたん窓ロシステムを利用していない場合は記載不要 ※4. かんたん窓ロシステムを利用していない場合は記載不要	事後	
2019/4/3	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	ち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)※8の項、117の項は平成31年10月1日施行予定並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める高令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第1条、第2条、第3条、第14条、第16条、第2条、第3条、第14条、第16条、第20条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第44条の2、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第53条、第53条、第50条、第51条、第53条、第5	37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)※117の項は平成31年10月1日施行予定並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第36条、第31条の3、第27条、第38条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第43条の4、第44条の2、第45	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、1 6、18、20、21、23、27、30、31、34、35、 37、38、39、40、42、48、53、54、57、5 8、59、61、62、66、67、70、74、77、80、 84、85の2、89、91、92、94、96、101、1 02、103、105、106、108、111、112、11 3、114、116、117、120の項) ※117の項は平成31年10月1日施行予定 並びに行政手続における特定の個人を識別す	6、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 並びに行政手続における特定の個人を識別す		
2020/4/17	4. 情報提供ネットリーグシステムによる情報連携②法令上の根拠	の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第3条、第14条、第16条、第20条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条の2、第24条の3、第25条、第31条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、	43条の3、第43条の4、第44条の2、第45 条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、 第51条、第53条、第55条、第56条、第57	事後	
2021/6/21	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報提供の根拠 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	■情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二	事後	法令改正による修正
令和4年12月2日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要		・申請・届出等は窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。	事前	
令和4年12月2日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能	事前	